

「外国送金依頼書作成サービス」の取扱開始について

京都信用金庫（本店：京都市下京区、理事長：榊田 隆之）は、2025年4月1日（火）より、下記の通り「外国送金依頼書作成サービス」の取扱を開始しますのでお知らせいたします。

お客様が店頭で外国送金をご依頼される場合に本サービスをご利用いただくことで、ご来店時のお手続きがスムーズになります。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

2025年4月1日（火）

2. ご利用いただけるお客様

当金庫に決済用口座（普通預金・当座預金）をお持ちのお客様

3. サービス概要

店頭でご提出いただく「外国送金依頼書」の作成が、お客様のパソコン、スマートフォン、タブレットから簡単にできるサービスです。事前に依頼書をご準備いただくことで、ご来店時のお手続きがスムーズになります。

4. ご利用方法

当金庫ホームページから、以下の手順で受付画面へアクセスいただけます。

（1）個人・個人事業主のお客様

「個人のお客さま」→「便利でおトクに使いたい」→「外国送金依頼書作成サービス」

（2）法人・任意団体のお客様

「法人・個人事業主のお客さま」→「ビジネスサポート」→「業務効率化・デジタル化」→「外国送金依頼書作成サービス」

※下記の URL よりアクセスいただけます。

URL：<https://www.kyoto-shinkin.co.jp/business/support/foreign-remittance/>

【ご参考】

店頭での外国送金受付方法変更に関するお知らせ（2025年2月5日掲載）
くわしくは[こちら](#)をご覧ください。

以上